

申請を希望される学生等の皆様におかれては本申請要領の熟読の上申請をお願いします。

緊急奨学金支給事業申請要領

兵庫県では、長引くコロナ禍の影響により、アルバイト収入の大幅な減少や母国の保護者からの仕送りが減少するなど、経済的に困窮している大学等の私費外国人留学生の生活安定を図るため、緊急奨学金を支給します。下記のとおり、奨学生を募集しますので、希望される場合は、本申請要領にのっとり申請をお願いします。

1 最初に確認すべきこと

在學校が本奨学金制度の申請を受け付けている必要があります（受け付けていない場合は応募できません。）。まずは、在學校が申請を受け付けているか確認をお願いします。

2 募集時期

大学等で募集時期は異なります。申請締切日を在學校に必ず確認し、時期を逃さないように注意してください。

3 支給金額

最大36万円

（8月に12万円を一括支給し、以後、2月まで毎月3万円支給。但し、3月は2か月分6万円を一括支給します。）

4 支給人数

兵庫県内の大学等で合計100人※

※全員で100人の支給と限られているため、申請したとしても必ずしも支給されるわけではありませんのであらかじめご了承ください。

5 支給要件

令和3年度に、次の(1)～(5)のいずれかに該当する私費外国人留学生のうち、(6)～(10)までの全ての要件を満たし、留学生生活上経済的援助を必要とすると認められ、兵庫県内に居住する者（研究生、研修生、専攻生、聴講生等の非正規生は除きます。）

「私費外国人留学生」とは、日本の大学等に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む））で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者で兵庫県内の大学等に在学する者のこと。

【在学先】（次のいずれかに該当すること）

- (1) 兵庫県知事が認可した専修学校専門課程の日本語学科に学生として在学する者のうち大学及び大学院に進学を予定している者
- (2) 兵庫県内の高等専門学校に学生として在学する第4年次以上の者
- (3) 兵庫県内の短期大学に学生として在学する者
- (4) 兵庫県内の大学の学部に学生として在学する者
- (5) 兵庫県内の大学院に学生として在学する者

【収入等】（次のすべての要件を満たすこと）

- (6) 新型コロナウイルスの影響により、以前と比べてアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が50%以上減少している、又は仕送り額が減少していること

(補足事項)

- ・要件(6)を満たすことを確認するため、様式3（収入状況調書）の記入をお願いします。
- ・様式3に、2020年1月から2021年6月までのアルバイト収入額（雇用調整助成金を含む。）及び仕送り額を記入してください。
- ・仕送り額については、概ね50%減少していることが目安ですが、これに満たない場合であっても生活に困窮している場合は推薦できる場合もありますので、大学等にその事情を説明してください。なお、減少額が50%に満たない場合は、大学等に様式4（個別事情説明書）を作成していただく必要がありますのでご注意ください。
- ・アルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- ・様式3において、収入の「減少前」の最多の2か月と「減少後」の最少の2か月を選択し、選択した月の「選択月」欄に「○」を記入してください。ただし、必ずしも連続した2か月を選択する必要はありません。
- ・2021年4月に入学した方については、アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は、様式3の備考欄に得られるはずであった収入額を記載し、収入欄には実際に得られた収入額を記載してください。

- (7) 仕送り額が平均月額90,000円以下であること（入学料・授業料は含まない。）
- (8) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること
- (9) 原則として自宅外で生活していること（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象とする。）

(補足事項)

- ・「自宅外で生活している」とは、生計維持者のもとを離れて自分で家賃を支払って生活している状態のことです。
- ・自分以外の生計維持者や在日している扶養者等が家賃を支払っている家に居住している場合は、自宅生という扱いになります。
- ・自宅生でも家族等から学費等の援助を受けていない場合は対象となりますが、この場合、家族等から学費等の援助を受けておらず、自ら賄っていることを様式2（申請書）の「特記事項」欄に記載してください

- (10) 家庭（両親いずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

(補足事項)

- ・家庭（両親いずれか）からの追加的支援が期待できない事情を様式2の「特記事項」欄に記載してください。

- (11) 新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した後の全収入額が平均月額143,000円以下であること

【学業】（次のすべての要件を満たすこと）

- (12) 成績評価係数が1.0以上であること
- (13) 1か月の出席率が8割以上であること（例外あり）

(補足事項)

・新型コロナウイルスにご自身又は周囲が感染し、やむなく大学等を休む必要があったなど、真にやむを得ない事情があり、出席率が8割に満たない場合には、大学等にその事情を説明し、大学等に様式4（個別事情説明書）を作成するよう依頼してください。

【その他】（次のすべての要件を満たすこと）

- (14) 奨学金受給中又は受給後に実施する兵庫県国際交流協会（以下、HIA）からの調査等に協力する意思を有すること
- (15) 併給を制限されている他制度の奨学金等の給付を受けていないこと

（補足事項）

・併給を制限されている他制度の奨学金等の支給を受けている場合、もしくはその応募をしている場合は、支給の対象外となりますのでご注意ください。

- (16) 令和3年度にHIAが実施する兵庫県私費外国人留学生奨学金支給事業の受給者ではないこと

6 申請方法

(1) 申請の流れ

- ① まず在学校在学が本奨学金の申請を受け付けているか確認してください。
- ② 後記(2)の申請書類と証拠書類を期限までに在 schools に提出してください。
- ③ 在学校在学が支給要件を満たすかどうか審査します。在学校在学が必要に応じてヒアリングを行いますのでご協力をお願いします。
- ④ 在学校在学で推薦学生を決定し、名簿を作成します。推薦学生に選ばれなかった場合は、この時点で支給の対象外となります。
- ⑤ 在学校在学がHIAに推薦学生の名簿と申請書類一式を提出します。
- ⑥ HIAが最終的な奨学生を決定し、その結果を在学校在学に通知します。
- ⑦ 奨学金の振込に先立ち、毎月、在学校在学を通じて在籍確認を実施します。サインが求められますのでご協力をお願いします。
- ⑧ 毎月の期限までに在籍確認ができれば、8月以降、毎月、奨学金を指定のゆうちょ銀行の口座に振り込みます。

(2) 申請書類及び証拠書類

ア 申請書類

以下の申請書類を在学校在学提出してください。

申請書類	提出要否	作成者
申請書（様式2）	提出必須	本人
収入状況調書（様式3）	提出必須	本人
個別事情説明書（様式4）	必要に応じて	在学校在学
振込口座報告書（様式7）	提出必須	本人

イ 証拠書類

「5 支給要件」を満たしているか確認するため、以下の証拠書類を申請書類と併せて在学期に提出してください。

支給要件	証拠書類
(6) 新型コロナウイルスの影響により、以前と比べてアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が50%以上減少している、又は仕送り額が減少していること	様式3で選択した月（「減少前」と「減少後」の計4か月）の <u>アルバイト先からの給与明細、振込口座の預貯金通帳の写し等</u>
(7) 仕送り額が平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料は含まない。）	仕送り額が確認できる <u>振込口座の預貯金通帳の写し</u>
(8) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること	<u>扶養者の年収が確認できる書類等の写し</u>
(9) 原則として自宅外で生活していること（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象とする。）	学生等本人が居住するアパート等の <u>賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払証明書類、住民票の写し等</u>

(注) 証明書類については、原則申請書類提出時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事由により提出が困難な場合については、当該証明書類の添付を省略して申請することが可能です。ただし、必要に応じて申請時に在学期からのヒアリングを受けていただくとともに、申請内容に虚偽が判明した場合は、支給した奨学金を返還していただくこととなります。

7 支給方法

申請者であるあなた本人名義のゆうちょ銀行口座に振り込みます。ゆうちょ銀行の口座が無い人は、申請までにご利用できる口座を開設しておいてください。